

2. 意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件

分類	内容	番号	審判決日（事件番号）・意匠に係る物品等	意匠審査基準の対応箇所
21	意匠法第4条第1項の要件について	1	拒絶査定不服審判事件 不服 2015-002124 登録 1578913 「塗り絵用紙」（意匠）	第Ⅲ部第3章6.
22-1	意匠登録を受ける権利を有する者、意匠登録を受ける権利の譲渡（意匠登録を受ける権利の譲渡後の創作者による公開）について	1	大阪高判平成6年5月27日 （平成5年（ネ）2339号） 「クランプ」（意匠）	第Ⅲ部第3章6. 1
22-2	意匠登録を受ける権利を有する者（共同創作者）、意匠登録を受ける権利の譲渡について	1	大阪高判平成6年5月27日 （平成5年（ネ）2339号） 「クランプ」（意匠）	
23-1	関係者の行為と意に反する公知の該当性（従業員による行為）について	1	無効審判事件 無効 平成11年審判第35135号（1999-035135） 登録 0952185 「まつげカール器」（意匠）	
23-2	関係者の行為と意に反する公知の該当性（第三者による行為）について	1	岐阜地判平成7年12月21日 （平成4年（ワ）557号） 「たも網用網」（意匠）	
		2	東京高判昭和54年5月16日 （昭和53年（行ケ）91号） 「灰皿」（意匠）	
		3	無効審判事件 無効 2012-880011 登録 1387970 「履物用台」（意匠）	
24-1	秘密保持に関する立証と推認（秘密保持契約または秘密保持に関する合意（あるいは要求）の立証）について	1	拒絶査定不服審判事件 不服 2021-000194 登録 1692171 「コンタクトレンズ」（意匠）	第Ⅲ部第3章6. 2
		2	拒絶査定不服審判事件 不服 2015-002124 登録 1578913 「塗り絵用紙」（意匠）	

24-2	秘密保持に関する立証と推認 (秘密保持契約または秘密保持の合意(あるいは要求)に関する推認) について	1	拒絶査定不服審判事件 不服 2019-004023 登録 1640398 「包装用缶」(意匠) 拒絶査定不服審判事件 不服 2019-004024 登録 1640857 「包装用缶」(意匠、部分意匠)	
25-1	公開時期の予測(意に反する公知の該当性・肯定事案) について	1	拒絶査定不服審判事件 不服 2019-004023 登録 1640398 「包装用缶」(意匠) 拒絶査定不服審判事件 不服 2019-004024 登録 1640857 「包装用缶」(意匠、部分意匠)	

【21】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第3章6.
参考審判決例分類	21 意匠法第4条第1項の要件について

1. 書誌的事項

事件	拒絶査定不服審判事件（不服 2015-002124、登録 1578913） 「塗り絵用紙」（意匠）
出典	J - P l a t P a t https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/DE/JP-2013-023371/78EC6E671DC22E261C238A5066EBFE4F37369075AC6EAE2328C52AB789F98CF8/30/ja

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの。本付属書作成に当たり個人名等は伏せ字とした。）

「意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件を満たしているかの判断においては、次の（A）又は（B）いずれかの意匠に該当するに至った意匠について、以下の（a）ないし（d）の事実（要件事実）が明示されると共に証明される必要がある。」

「（A）意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠（意匠法第3条第1項第1号の規定に該当するに至った意匠）

（B）本願の意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠（意匠法第3条第1項第2号の規定に該当するに至った意匠）」

「（a）公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が誰であるか。

創作者が意匠登録を受ける権利を第三者へ承継して公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、その事実。

（b）公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実。

（c）公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること。

なお、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者と当該意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人とが相違する場合には、公開意匠の公開後に、当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利が当該出願人に承継されている事実が明示されると共に証明される必要がある。

（d）当該意匠登録出願が、公開意匠が最初に公開された日から6か月以内に出願されていること。」

「まず、当審が拒絶の理由において引用した意匠は、上記の「（B）本願の意匠登録出願前に日本国内又は外国において、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠」であり、意匠法第3条第1項第2号に該当するに至った意匠（以下「本件公開意匠」とい

う。)と認められる。」

「次に、要件事実「(d) 当該意匠登録出願が、公開意匠が最初に公開された日から6か月以内に出願されていること」については、本願の出願日が平成25年10月4日であるから、本願が、本件公開意匠の掲載年月日(平成25年5月10日)からほぼ5ヶ月後、すなわち、6か月以内に出願されたことは明らかである。」

「また、要件事実「(a) 公開時における公開意匠の意匠登録を受ける権利を有する者が誰であるか」、「(c) 公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること」及び「(b) 公開意匠が公開時に公開意匠について意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実」については、平成28年8月9日の意見書及び平成28年8月5付けの「出願人の意に反した公開であることの証明願」(別紙第3)においては明確に示されていなかったもので、平成28年9月14日付けの審尋によってその点を明らかにするよう求めた。」「そして、平成28年10月25日の回答書で主張された事実を立証する平成28年10月24日付けの「意匠の創作からその公開までに意匠登録を受ける権利が誰にも承継されていなかったことの証明願」(別紙第4)、「〇〇〇〇(創作者)の山梨県への平成25年9月9日付けの発明届の写し」

(別紙第6)及び「〇〇〇〇(創作者)の山梨県への平成25年9月26日付けの譲渡書の写し」(別紙第7)によって、「(a) 公開時における公開意匠の意匠登録を受ける権利を有する者」が創作者である「〇〇〇〇氏」であること、が認められ、また、本願出願前に本願の出願人である「山梨県」に本願出願前にその権利が譲渡されている事実が証明されているから、「(c) 公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること」が認められる。」

「しかしながら、依然として、「公開時における公開意匠について意匠登録を受ける権利を有する者」(上記により〇〇〇〇氏)がその「意に反して」(「意に反して」とは公開される事態が予想できるにもかかわらず単に見過ごして公開されてしまったというのではなく、意匠を開示する際には守秘義務を課すなど出願前に一定の配慮をしていたにもかかわらず、公開されてしまった状態と解される。)本件公開意匠が公開された事実は、十分に証明されてはいなかったもので、平成28年12月14日付けで審尋を行い、平成29年1月24日の回答書及び平成29年1月20日付けの「出願人の意に反した公開であることの証明願」(別紙第8)が提出された。」

「この内容については、平成25年5月10日にc o - 1 a b西麻布において、表題を「月見里のぬり絵巻」とする展示がなされたが、それは、「〇〇〇〇は口頭で『巻物を事前に許可なく公開しない』との誓約を●●●●氏と交わしていたにもかかわらず、●●●●氏がその誓約に反して公開してしまったものである。」のであり、その意に反した「上記の展示の事実がインターネットに公開されることはまったく想定していなかった」と記載され、両者の押印がされたものであって、これによって、本件公開意匠について意匠登録を受ける権利を有する者である〇〇〇〇氏が守秘義務を課していたにもかかわらず、本件公開意匠が同氏の意に反して公開されたことが立証されたというべきであるので、

「(b) 公開時における本件公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実」が認められる。」

「であるから、意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件事実(a)ないし

(d) が認められ、本件公開意匠は、意匠法第4条第1項の規定が適用される。」

「したがって、本件公開意匠は、意匠法第3条第1項第2号に該当するに至った意匠ではあるが、上述のとおり、同法第4条第1項の規定を適用するための要件事実(a)ないし(d)が認められるので、本件公開意匠については、同項の規定が適用され、本件公開意匠は、本願意匠についての同法第3条第1項の規定の適用については同項第2号に該当する意匠に至らなかったものとみなされる。」

【22-1】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第3章6.1
参考審判決例分類	22-1 意匠登録を受ける権利を有する者、意匠登録を受ける権利の譲渡（意匠登録を受ける権利の譲渡後の創作者による公開）について

1. 書誌的事項

事件	大阪高判平成6年5月27日（平成5年（ネ）2339号） 「クランプ」（意匠）
出典	裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/876/013876_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「意匠登録を受ける権利を有する創作者とは、意匠の創作に実質的に関与した者をいい、具体的には、形態の創造、作出の過程にその意思を直接的に反映し、実質上その形態の形成に参画した者をいうが、主体的意思を欠く補助者や、あるいは単に課題を指示ないし示唆したにとどまる命令者はこれに含まれないものと解されるところ、証拠（甲七、八の1～3、証人【B】）によれば、被控訴人は、各種機械工具の輸入・販売を業とする会社であり、昭和四三年ころからベッセイ社が製造する各種締付工具の輸入及び日本国内での販売を独占的に継続していること、【B】は被控訴人の営業担当者であり、ベッセイ社の輸出担当者である【C】が一九八五年（昭和六〇年）五月五日から一二日までの間、被控訴人との交渉のために日本を訪問した際、同人に鉄工用クランプの開発を依頼したこと、本件意匠を具体的な形態としてデザインしたのは【A】らベッセイ社側であり、【B】ら被控訴人社員が本件意匠の創作に関してベッセイ社と連絡を取ったり、アイデアを出し合ったりしていた形跡はないことが認められる。これによれば、【B】は、ベッセイ社に対し、単に鉄工用クランプの開発という抽象的なアイデアを表示したにとどまり、その後、本件意匠の形態の創作過程において、自分の意思を反映させていないから、本件意匠の共同創作者であるということとはできない。結局、本件意匠の創作者であり、その意匠登録を受ける権利を有する者は、ベッセイ社社長の【A】のみであると推認される。」

「したがって、ベッセイ社と被控訴人との間では、当初から、本件意匠登録を受ける権利の譲渡について黙示の合意があったものというべきである。そして、ケルンメッセでの公開前に同社が被控訴人に刻印のない見本を送付したのは、これを日本における意匠登録出願に使用させる意図であったと解するのが相当であり、【A】と被控訴人の間では、遅くとも右見本クランプ送付の時点までには、確定的に譲渡の合意があったことが推認できる。」

「前項掲記の各証拠及び前項認定事実に弁論の全趣旨を総合すると、①被控訴人は、新しい金属用クランプ（WSMクランプ）の開発のアイデアをベッセイ社に提供したのみで、具体的製品のデザイン等実際の製品開発作業は専ら同社が担当したこと、②従前からベッセイ社製の新製品のうち相当数について、日本における同社の総輸入元である被控訴人が、同社ないし【A】から本件意匠登録を受ける権利の譲渡を受け、被控訴人の社員

【B】とベッセイ社の代表者【A】の両名を創作者又は考案者として、日本国内において意匠登録出願又は実用新案登録出願をしており、今回のWSMクランプについても、被控訴人と【A】との間において、被控訴人が前同様意匠登録を受ける権利の譲渡を受け、日本で意匠登録出願することが当初から黙示的に合意され、両社ともそれを当然の前提として行動していたこと、③しかし、ベッセイ社は、同社内におけるWSMクランプの開発状況及び見本市への出展時期及び市場への製品投入時期等を含めその西ドイツ国内及び近隣ヨーロッパ諸国における市場動向の詳細を逐一報告するようなことはせず、一方、被控訴人としても昭和六二年二月六日に前記認定の見本送付を受けて初めて、WSMクランプのデザインを確定的に把握したもので、それまでに右開発状況及び市場動向の詳細について、ベッセイ社に問い合わせたり、自ら調査したりするなどの措置をとらなかつたことが認められる。」

「この認定事実によれば、ベッセイ社が同年三月八日から一日にかけて本件意匠と同一意匠のWSMクランプをケルンメッセに出展したのは、専ら被控訴人との連絡不十分によるものであり、本件意匠は、意匠登録を受ける権利を譲り受けた被控訴人が意匠登録出願する前に、被控訴人の意に反して、創作者（【A】）によって一方的に公表されたものというべきである。そして、被控訴人は右公表の日から六か月以内の同年六月一二日、本件意匠につき意匠登録出願をしたので、意匠法四条一項により、本件意匠は公知になっていないものとみなされる。本件意匠に意匠法三条一項一号該当の無効事由がある旨の控訴人主張は採用できない。」

【22-2】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第3章6.1
参考審判決例分類	22-2 意匠登録を受ける権利を有する者（共同創作者）、意匠登録を受ける権利の譲渡について

1. 書誌的事項

事件	大阪高判平成6年5月27日（平成5年（ネ）2339号） 「クランプ」（意匠）
出典	裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/876/013876_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「意匠登録を受ける権利を有する創作者とは、意匠の創作に実質的に関与した者をいい、具体的には、形態の創造、作出の過程にその意思を直接的に反映し、実質上その形態の形成に参画した者をいうが、主体的意思を欠く補助者や、あるいは単に課題を指示ないし示唆したにとどまる命令者はこれに含まれないものと解されるところ、証拠（甲七、八の1～3、証人【B】）によれば、被控訴人は、各種機械工具の輸入・販売を業とする会社であり、昭和四三年ころからベッセイ社が製造する各種締付工具の輸入及び日本国内での販売を独占的に継続していること、【B】は被控訴人の営業担当者であり、ベッセイ社の輸出担当者である【C】が一九八五年（昭和六〇年）五月五日から一二日までの間、被控訴人との交渉のために日本を訪問した際、同人に鉄工用クランプの開発を依頼したこと、本件意匠を具体的な形態としてデザインしたのは【A】らベッセイ社側であり、【B】ら被控訴人社員が本件意匠の創作に関してベッセイ社と連絡を取ったり、アイデアを出し合ったりしていた形跡はないことが認められる。これによれば、【B】は、ベッセイ社に対し、単に鉄工用クランプの開発という抽象的なアイデアを表示したにとどまり、その後、本件意匠の形態の創作過程において、自分の意思を反映させていないから、本件意匠の共同創作者であるということとはできない。結局、本件意匠の創作者であり、その意匠登録を受ける権利を有する者は、ベッセイ社社長の【A】のみであると推認される。」

「したがって、ベッセイ社と被控訴人との間では、当初から、本件意匠登録を受ける権利の譲渡について黙示の合意があったものというべきである。そして、ケルンメッセでの公開前に同社が被控訴人に刻印のない見本を送付したのは、これを日本における意匠登録出願に使用させる意図であったと解するのが相当であり、【A】と被控訴人の間では、遅くとも右見本クランプ送付の時点までには、確定的に譲渡の合意があったことが推認できる。」

【23-1】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第3章6.2
参考審判決例分類	23-1 関係者の行為と意に反する公知の該当性（従業員による行為）について

1. 書誌的事項

事件	無効審判事件（無効 平成11年審判第35135号（1999-035135）、登録0952185） 「まつげカール器」（意匠）
出典	J-P l a t P a t https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/DE/JP-0952185/E315CADAD55EC5592E3D4C2459DC21A99BAEA83CBACF82E255BD39CF3DB158EF/35/ja

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの。本付属書作成に当たり個人名等は伏せ字とした。）

「各刊行物への記載は、株式会社グリーンベルの代表取締役〇〇〇が、本件登録意匠の意匠登録出願が完了するまで秘密にしておくことを命じたにもかかわらず、株式会社グリーンベルの従業員●●によって意匠登録出願前に記載されるに至ったものであることが、被請求人の主張及び乙第1号証及び第2号証により明らかである。」

「そうであるから、株式会社グリーンベルの意に反して、各刊行物に記載された意匠、すなわち、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して意匠法第3条第1項第2号に該当するに至った意匠と認められる。」

「そして、本件登録意匠は、株式会社グリーンベルが、甲第1号証、甲第3号証乃至第5号証の各刊行物の頒布された日から6月以内である平成4年5月22日に意匠登録出願したものであるから、意匠法第4条第1項の規定の適用が受けられるものであって、意匠法第3条第1項第2号に該当するに至らなかったものとみなすものである。」

「なお、請求人は被請求人の意に反して刊行物に記載されるに至ったものではない旨主張し、その理由として、(ア) ●●は、情報を新聞社等に提供した時点において、株式会社の構成員であり、また、被請求人が提示している「詫言状」によれば、平成11年6月30日において、企画管理課社員として株式会社グリーンベルに所属していることになっているから、本件登録意匠の意匠登録出願前に甲各号証の刊行物に公表する際並びに本件登録意匠の意匠登録出願する際に、●●が意匠登録出願人である株式会社グリーンベルの構成員であることが明白であり、構成員である●●は、本件登録意匠の意匠登録出願が予定されていることを承知しており、また意匠登録出願を完了するまでは公表を待たなければならないことも知っていたものであり、(イ) 被請求人は1996年5月20日付けで、韓国実用新案登録第95787号に対する無効審判事件を提起しており、少なくとも、この時点で、前記甲各号証に本件登録意匠と同一の意匠が掲載されていたことを承知しており、本件無効審判が請求されるまでこのような事実を知らなかったというのは、虚偽の申告であることが明白であり、(ウ) 甲各号証の記事は、それぞれ微妙に異なった

表現となっており、当時の担当社員●●一人が作成した1つの原稿からできたものとするのは考えにくいことなどを挙げている。」

「しかし、(ア)の点については、●●は株式会社グリーンベルの従業員であって、株式会社グリーンベルの代表権を有する社員ではなく、株式会社グリーンベルの意思形成に関与していない者で、株式会社グリーンベルとは別人格である。そして、株式会社グリーンベルの代表権を有する代表取締役○○○は、本件登録意匠を意匠登録出願するまでは秘密にしておくように命じたにも拘らず、すなわち、意に反して甲各号証の刊行物に記載されたもので、例え株式会社グリーンベルに従業員に対する監督に過失があったとしても、そのことを以て直ちに「意に反して記載されたものではない」とすることはできないものである。」

「(イ)の点については、本件登録意匠が意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して意匠法第3条第1項第2号に該当するに至った事実をたとえ意匠登録を受ける権利を有する者である被請求人株式会社グリーンベルが出願前に知り得たとしても、そのことを以て意匠法第4条第1項の新規性の喪失の例外適用が受けられなくなるものでもなく、すなわち、意匠法第4条第1項の適用にあたって、その事実を出願前に知り得たか否か、まして、無効審判請求される前に知り得たか否かを斟酌する必要はないものである。」

「(ウ)の点については、たとえ、当時の従業員である●●が作成した1つの原稿からできたものでないとしても、被請求人の意に反して従業員●●によって、各新聞記事に本件登録意匠が記載されるに至った事実をなんら否定する根拠足り得ない。」

「結局、請求人の主張は、いずれも当を得ないものであり、且つ、本件登録意匠が意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して意匠登録出願前に、各刊行物に記載されるに至った事実を否定する証拠は他には存在しない。」

【23-2】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第3章6.2
参考審判決例分類	23-2 関係者の行為と意に反する公知の該当性（第三者による行為）について

1. 書誌的事項

事件	岐阜地判平成7年12月21日（平成4年（ワ）557号） 「たも網用網」（意匠）
出典	審決取消訴訟判決集（59）459頁

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの。本付属書作成に当たり個人名等は伏せ字とした。）

「本件意匠が昭和五八年一〇月三十一日に発行された刊行物「中国経済動向一九八三年四号」に記載されていたことは甲一の一、八の一、二及び乙三により明らかであるが、右各証拠によれば、「中国経済動向一九八三年四号」中の本件意匠の記載は恵安会社の宣伝として●●●が執筆した文章を掲載したものと認められるところ、前掲甲一の中中の●●●の口述書、同人作成の甲八の一、二、証人〇〇〇に弁論の全趣旨を総合すれば、●●●は、中国の貿易商社であり恵安会社に漁業用網を製造させていた軽工業会社の貿易担当者であり、原告及び〇〇〇との間で、本件意匠を有するたも網を恵安公司において製造し、原告及び〇〇〇が日本で販売するため、〇〇〇が右たも網の製造方法について恵安公司に対して技術指導を行うことを合意し、他方、原告及び〇〇〇から日本における販売体制が整うまで本件意匠に関する広告その他見本の対外的呈示を行わないよう要請されていたこと、●●●は右要請に反して「中国経済動向一九八三年四号」に前記宣伝文章を掲載したことが認められ、右認定に反する証拠はない。」

「したがって、右刊行物「中国経済動向一九八三年四号」が発行された昭和五八年一〇月三十一日から六月以内である翌年三月一三日に登録のため出願された本件意匠は、意匠法四条一項が適用される。」

【23-2】 -2

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第3章6.2
参考審判決例分類	23-2 関係者の行為と意に反する公知の該当性（第三者による行為）について

1. 書誌的事項

事件	東京高判昭和54年5月16日（昭和53年（行ケ）91号） 「灰皿」（意匠）
出典	審決取消訴訟判決集昭和54年699頁

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの。本付属書作成に当たり個人名等は伏せ字とした。）

「原告は、灰皿、ライター、靴べら等の日常雑貨品の製造販売を業とする東京商工の代表取締役であり、これまで自己が開発した意匠等に係るこの種雑貨品の製造販売を東京商工にさせていたものであるが、昭和50年5月ころ、ドラム缶を模した灰皿を考案して、その意匠登録出願の手続を●●●●弁理士に委任する一方、その試作品を、かねて取引のあった日生産業の代表取締役○○○○に渡して、この種灰皿を製造販売したい意向を伝えたが、その際、東京商工において販売体制が整うのに少なくとも数か月を要する見込みであつたので、このような条件が整つた後に改めて広告や販売方法に関する具体的な打合せを行うこととし、それまでは広告や見本の対外的な呈示などはしないよう要請し、同人もこれを了承した。上記○○○○は、そのころ、日生産業の従業員▲▲▲▲に上記試作品を渡して広告の立案を指示したので、同人は、その原稿を作成したが、同年6月初めころから日生産業には出勤しないようになり、そのまま同社を退社してしまった。同社における同人の仕事を受け継いだ△△△△は、同年6月20日ころ、雑誌「貿易通信」を発行している株式会社貿易通信社の▼▼▼▼が同誌に掲載する広告記事がないかどうかを問い合わせに来訪した際に、原告と○○○○との間に前記のような合意がされていた事情を知らな

いまま、▲▲▲▲の作成に係る前記原稿を試作品と共に▼▼▼▼に渡し、その結果、雑誌「貿易通信」の同年7月号に本件灰皿に係る意匠の広告が掲載されるに至った。」

「上記認定の事実関係からすれば、引用意匠に係る同誌の灰皿の写真は出願人たる原告の意に反して刊行物に記載され、ひいて、本願意匠は、出願人たる原告の意に反して意匠法第3条第1項第2号の規定に該当するに至ったものというべきである。」

【23-2】 -3

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第3章6.2
参考審判決例分類	23-2 関係者の行為と意に反する公知の該当性（第三者による行為）について

1. 書誌的事項

事件	無効審判事件（無効 2012-880011、登録 1387970） 「履物用台」（意匠）
出典	J-P l a t P a t https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/DE/JP-2009-016299/75EF2CCC24EED770F9A0A7FC1319E6C9790E4E5D2F1BE6C525D22ACEAA4B8155/30/ja

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「被請求人は、上記いずれの意匠も、被請求人が、その社員に対して、「出願前に商談を行うことがあっても、出願前に市場に出ることがないように」「取引先にも事情を説明して販売は差し控えてもらい、デザインについて秘密を保持することを了解いただくように」との指示を出し、社員から、「取引先にも理解してもらっている」旨の報告を受けていたことより、被請求人の意向・指示に反して、商品が出願前に市場に流れてしまったのであるから、その流通が、「意匠登録を受ける権利を有する者」である被請求人の「意に反して」（意匠法第4条第1項）に該当することは明らかである、旨主張する。」

「被請求人の主張において、提示された乙第1号証ないし乙第12号証によれば、各販売店に本件登録意匠の出願前に本件登録意匠に係る商品を納品していた事実、また、本件登録意匠に係る商品を本件登録意匠の出願前に公知となることがないように社員や納品先に指示を行っていた事実、及び被請求人の指示にもかかわらず、本件登録意匠に係る商品が公知となってしまった事実を確認することができる。」

「これに対し、これらの事実を覆す主張や証拠について、請求人からの提示はないし、発見もできない。」

「したがって、甲第3号証ないし甲第9号証に記載された意匠は、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公知となったものであり、また、本件登録意匠は、甲第3号証ないし甲第9号証に示されている各日付から6月以内に意匠登録出願されたものであることから、意匠法第4条第1項の規定に該当し、同法第3条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号又は第2号に該当するに至らなかったものとみなされることより、甲第3号証ないし甲第9号証に記載された意匠に基づく、本件登録意匠についての無効理由1ないし3については、判断するまでもなく、いずれも理由がないものである。」

【24-1】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第3章6.2
参考審判決例分類	24-1 秘密保持に関する立証と推認（秘密保持契約または秘密保持に関する合意（あるいは要求）の立証）について

1. 書誌的事項

事件	拒絶査定不服審判事件（不服2021-000194、登録番号 1692171） 「コンタクトレンズ」（意匠）
出典	J-P l a t P a t https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/DE/JP-2020-002211/OF1AE0E17F7385A630621A7455E8C1A6E30467D2CBE87FB75250970E3D6548AC/30/ja

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「審判請求人は、請求書において、原審拒絶理由通知書における引用意匠が掲載されたサイトにおける公開は、従業員Aによる過失により公開されたものであり、意匠登録を受ける権利を有する者である審判請求人の意に反して公開されたものである旨を、従業員Aの陳述書及び2019年2月1日付けメールの印刷物（写し）とともに提出した。」

「審判請求書では、引用意匠が公表されるに至った背景が詳細に説明されているようであり、陳述書を踏まえれば、当該事案において、秘密保持の要求は一応行っていたものと理解できる。更に、取引先との連絡内容についても、取引先に送付したメールの印刷物（写し）が提出されているため、一応の証拠は提出されているものと考えられる。」

「これらの証拠を踏まえれば、引用意匠が掲載されたサイトにおける公開が、審判請求人の「意に反して」なされたものであることが、陳述書及びメールの印刷物（写し）によりとりあえずは立証されており、このような立証を覆す特段の事情の立証のない限りは、結論として「意に反して」なされたものと認定して差し支えないものといえる。」

【24-1】-2

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第3章6.2
参考審判決例分類	24-1 秘密保持に関する立証と推認（秘密保持契約または秘密保持に関する合意（あるいは要求）の立証）について

1. 書誌的事項

事件	拒絶査定不服審判事件（不服 2015-002124、登録 1578913） 「塗り絵用紙」（意匠）
出典	J-P l a t P a t https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/DE/JP-2013-023371/78EC6E671DC22E261C238A5066EBFE4F37369075AC6EAE2328C52AB789F98CF8/30/ja

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの。本付属書作成に当たり個人名等は伏せ字とした。）

「しかしながら、依然として、「公開時における公開意匠について意匠登録を受ける権利を有する者」（上記により〇〇〇〇氏）がその「意に反して」（「意に反して」とは公開される事態が予想できるにもかかわらず単に見過ごして公開されてしまったというのではなく、意匠を開示する際には守秘義務を課すなど出願前に一定の配慮をしていたにもかかわらず、公開されてしまった状態と解される。）本件公開意匠が公開された事実は、十分に証明されてはいなかったため、平成28年12月14日付けで審尋を行い、平成29年1月24日の回答書及び平成29年1月20日付けの「出願人の意に反した公開であることの証明願」（別紙第8）が提出された。」

「この内容については、平成25年5月10日にc o - l a b西麻布において、表題を「月見里のぬり絵巻」とする展示がなされたが、それは、「〇〇〇〇は口頭で『巻物を事前に許可なく公開しない』との誓約を●●●●氏と交わしていたにもかかわらず、●●●●氏がその誓約に反して公開してしまったものである。」のであり、その意に反した「上記の展示の事実がインターネットに公開されることはまったく想定していなかった」と記載され、両者の押印がされたものであって、これによって、本件公開意匠について意匠登録を受ける権利を有する者である〇〇〇〇氏が守秘義務を課していたにもかかわらず、本件公開意匠が同氏の意に反して公開されたことが立証されたというべきであるので、「(b) 公開時における本件公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実」が認められる。」

【24-2】-1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第3章6.2
参考審判決例分類	24-2 秘密保持に関する立証と推認（秘密保持契約または秘密保持の合意（あるいは要求）に関する推認）について

1. 書誌的事項

事件	拒絶査定不服審判事件（不服 2019-004023、登録 1640398） 「包装用缶」（意匠） 拒絶査定不服審判事件（不服 2019-004024、登録 1640857） 「包装用缶」（意匠、部分意匠）
出典	J-P l a t P a t https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/DE/JP-2018-003159/2659F06DDFDA0A2BB9E85B2367C77D15FF790462ED540EAD37C9E6989A2F284/30/ja https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/DE/JP-2018-003160/74498D44D06E851FF7DCFD84EBF836568B264E0C6913A4003514326D055623B8/30/ja

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「出願人自らが公開したオンエア動画の内容と、引用動画の内容が同一のものであるから、引用動画は、出願人が自社の公式チャンネルで平成30年2月12日に公開したオンエア動画と同じ内容のものが、オンエア動画の公開より前の平成30年2月5日に「YouTube」上のチャンネル「シネマトゥデイ」に掲載されたものと推認できる。」

「一方、審判請求書に添付された参考資料2に係る文書は、株式会社電通パブリックリレーションズの担当者が平成30年2月6日に作成したものであり、以下の事項が記載されていると認められる。

ア. オンエア動画を2月10日からオンエア開始すること。

イ. オンエア動画の概要がストーリーボード（30秒の場合は、16枚の写真）で説明されていること。

ウ. 当該文書に係る情報の解禁を2月6日午前4時とすること。

「また、株式会社電通パブリックリレーションズは、クライアントの依頼を受けて、商品等の宣伝広告を行う会社であるから、オンエア動画は株式会社電通パブリックリレーションズにより作成され、請求人（出願人本人）との間でオンエア動画についての秘密を保持する合意がなされていたと推認できる。」

「そうすると、オンエア動画が存在することや、オンエア動画の内容は、2月6日午前4時より前には、請求人及び株式会社電通パブリックリレーションズによって、秘密が保持されるように扱われていたと認定できるところ、引用意匠は、2月6日午前4時より前の2月5日に公開されているから、引用意匠の公開は、請求人、すなわち意匠登録を受ける権利を有する者の意に反してされたものというほかない。」

「また、本願は、引用意匠が公開された2月5日から6月以内の2月16日に出願され

ているから、意匠法第4条第1項の規定により、引用意匠は、意匠法第3条第1項第1号又は2号に該当するに至らなかったものとみなす。」

【25-1】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第3章6.2
参考審判決例分類	25-1 公開時期の予測（意に反する公知の該当性・肯定事案）について

1. 書誌的事項

事件	拒絶査定不服審判事件（不服 2019-004023、登録 1640398） 「包装用缶」（意匠） 拒絶査定不服審判事件（不服 2019-004024、登録 1640857） 「包装用缶」（意匠、部分意匠）
出典	J - P l a t P a t https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/DE/JP-2018-003159/2659F06DDFDA0A2BB9E85B2367C77D15FF790462ED540EAD37C9E6989A2F284/30/ja https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/DE/JP-2018-003160/74498D44D06E851FF7DCFD84EBF836568B264E0C6913A4003514326D055623B8/30/ja

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「出願人自らが公開したオンエア動画の内容と、引用動画の内容が同一のものであるから、引用動画は、出願人が自社の公式チャンネルで平成30年2月12日に公開したオンエア動画と同じ内容のものが、オンエア動画の公開より前の平成30年2月5日に「YouTube」上のチャンネル「シネマトゥデイ」に掲載されたものと推認できる。」

「一方、審判請求書に添付された参考資料2に係る文書は、株式会社電通パブリックリレーションズの担当者が平成30年2月6日に作成したものであり、以下の事項が記載されていると認められる。

ア. オンエア動画を2月10日からオンエア開始すること。

イ. オンエア動画の概要がストーリーボード（30秒の場合は、16枚の写真）で説明されていること。

ウ. 当該文書に係る情報の解禁を2月6日午前4時とすること。

「また、株式会社電通パブリックリレーションズは、クライアントの依頼を受けて、商品等の宣伝広告を行う会社であるから、オンエア動画は株式会社電通パブリックリレーションズにより作成され、請求人（出願人本人）との間でオンエア動画についての秘密を保持する合意がなされていたと推認できる。」

「そうすると、オンエア動画が存在することや、オンエア動画の内容は、2月6日午前4時より前には、請求人及び株式会社電通パブリックリレーションズによって、秘密が保持されるように扱われていたと認定できるところ、引用意匠は、2月6日午前4時より前の2月5日に公開されているから、引用意匠の公開は、請求人、すなわち意匠登録を受ける権利を有する者の意に反してされたものというほかない。」

「また、本願は、引用意匠が公開された2月5日から6月以内の2月16日に出願されているから、意匠法第4条第1項の規定により、引用意匠は、意匠法第3条第1項第1号

又は2号に該当するに至らなかったものとみなす。」